

民事司法改革課題に取り組む基本方針

2014年（平成26年）3月19日
日本弁護士連合会

当連合会は、民事司法の改善と改革のための諸課題につき、以下の基本方針のもとに、取り組むことを確認する。

- 1 当連合会は、民事、家事、行政の裁判制度をはじめとする民事司法制度の改革と運用実務の改善につき、その方向性と具体的方策を議論し、司法基盤の整備の必要性についても意見を述べてきたが、更に会内議論を深めて意見集約を進めるとともに、最高裁判所、法務省等の関係機関と協議をし、順次、改革・改善の実現に向けた取組を推進する。
- 2 当連合会の意見として確定している課題のうち、別紙記載の①司法アクセスの拡充、②審理の充実、③判決・執行制度の実効性の確保、④行政訴訟制度の拡充、⑤基盤整備の拡充については、改革・改善の実現に向けて速やかに取り組む。
- 3 別紙記載の細目に記載された改革課題の実現については、(1)運用改善で対応できるもの、(2)従来法の改正のプロセスで実現できるものの他に、(3)政府に新検討組織を設置して新たな法整備をするなどの方法により実現を目指すものがあり、それらを分類、整理した上で、適切な方法によって実現することを目指す。
- 4 前項(1)については、最高裁判所、法務省をはじめとする関係機関と協議し、運用改善を図り、(2)については、関係機関と意見交換しつつ検討を進め、法改正を働きかけるものとし、(3)については、制度改革に相応の予算措置を必要とする課題、また、国際的な観点から検討を必要とする課題、司法の役割とその在り方につき、広く国民的議論を必要とする課題などを議論するのにふさわしい組織として、政府に新検討組織を設置することを働きかけ、その新検討組織における審議に当連合会の意見を反映させて実現することを目指す。そのために、この新検討組織についての根拠法令、組織体制、権限、取り上げるべきテーマと順序、検討期間、事務局の派遣体制などについて、単位弁護士会及び関連委員会を含め会内議論を行い、そのうえで改めて新検討組織の設置に向けた働きかけを行うことを決定する。

5 新検討組織の在り方について、早急に会内意見の集約を目指すものとするが、新検討組織の設置が実現するまでの間であっても、第2項①～⑤の改革課題についてはもちろん、それ以外の課題についても、関連委員会、各地の弁護士会での議論を深め、法曹三者の間で協議をし、個別立法で実現できるものは立法あるいは法改正によって、また、運用改善で実現できる課題は速やかな改善策の実施によって、それぞれ改革・改善を実現するよう不断の努力をする。

当連合会の民事司法改革への取組の経緯と基本方針についての補足説明

- 1 民事,家事,行政の裁判制度をはじめとする民事司法制度とその運用実務には,改善・改革を要する多くの課題が存在する。

当連合会は,その認識を国民各層と共有し,多年にわたって,運用の改善と制度の改革について議論し,実践してきた。

より良い法曹養成制度への改革を目指したとしても,また,法曹人口を増大させたとしても,民事司法制度とその運用実務が,市民にとって利用しやすく実効性のあるものとなり,司法基盤の整備が図られなければ,頼りがいのある司法とはならない。

市民とともに,あるいは,市民に代わって,民事司法制度を活用し,市民の権利の救済と実現を図る弁護士,弁護士会,当連合会は,手続の運営主体である裁判官,裁判所,最高裁判所(以下「最高裁」という。),そして,司法制度に関わる改正について責任を担う法務省とともに,民事司法制度の改革・改善に重い責任を負っている。

しかし,従来,民事司法改革についての法曹三者の議論は,当連合会の会内議論も含め,遅れをとってきたし,不十分であると指摘され,また,法曹三者の議論のみでは限界があることも指摘されてきた。

- 2 そのため,当連合会は,2011年(平成23年)5月27日,第62回定期総会において「民事司法改革と司法基盤整備の推進に関する決議」を採択し,「民事司法改革諸課題について,政府関係諸機関に対し,強力な改革推進の取組を求めるとともに,これらの改革実施に必要とされる司法予算の大幅な拡大を求め,「各弁護士会や市民団体等外部の意見を聴きながら鋭意検討を進め,それぞれの検討状況に応じて,適時に提言を行う」との決意を示した。

この決議に基づき,同年7月,民事司法改革を推進する組織として,民事司法改革推進本部を設置し,同本部は,2012年2月に民事司法改革グランドデザインを策定して民事司法の改革諸課題の全体像を取りまとめ,同年3月に民事司法改革グランドデザインシンポジウムを開催して発表した。

- 3 また,民事司法制度の利用者,研究者の声も広く反映させなければ,改革の実現は困難であるとの考えから,当連合会は,同年9月から12月にかけての理事会において,経済界,労働団体,消費者団体,学識経験者等に,利用者の立場から民事司法について検討する組織の立ち上げを呼び掛けること,立ち上げた際の

事務局を当連合会が受託することについて協議を重ね、同年12月理事会において承認を受けて、翌2013年1月、民事司法を利用しやすくする懇談会（以下「民事司法懇」という。）が設立された。

民事司法懇は、上記諸団体等や当連合会から推薦された34名の委員が、民事・家事・商事、行政、労働、消費者、基盤整備・アクセス費用の5部会に分かれて各専門分野の議論を行い、さらに民事司法改革全体については、全体会議を開催して検討を行い、同年6月に中間報告書を、同年10月には最終報告書を取りまとめて公表した。

- 4 民事司法懇が提言する民事司法改革の必要性と方向性についての意見は、当連合会が2011年5月27日定期総会「民事司法改革と司法基盤整備の推進に関する決議」において示された意見、また、民事司法改革グランドデザイン（2013年10月改訂）の内容と大筋において一致している。

当連合会は、民事司法を利用しやすくする懇談会の、質の高い充実した議論と取りまとめに向けた熱心な活動に深甚なる敬意を表するとともに、その取りまとめの成果を踏まえつつ、会の内外における議論を更に深め、具体的施策を取りまとめ、実現を図ることとしたい。

- 5 民事司法改革課題のうち、当連合会の意見として確定している課題は、別紙記載の①司法アクセスの拡充、②審理の充実、③判決・執行制度の実効性の確保、④行政訴訟制度の拡充、⑤基盤整備の拡充であり、これらの課題についての改善・改革の実現に向けて、当連合会は、速やかに取り組む。

- 6 前項の課題について、(1)運用改善で対応できるもの、(2)従来の法改正のプロセスで実現できるものは、速やかに実現を図るよう努めるものとするが、(3)として、新たな検討組織を立ち上げなければ実現が困難な課題も多いという現実もある。

課題の中で、(i) 予算措置を必要とする課題、(ii) 裁判所、法務省、弁護士会のみならず他省庁あるいは省庁全体が関係する課題、(iii) 国際的な観点からの検討を要する課題、(iv) 国民的議論を必要とする課題などについては、政府に、通常の法制審議会とは異なる新検討組織を立ち上げる必要があるものと考えられる。

民事司法を利用しやすくする懇談会の最終報告書においても、民事司法改革の実行の道筋をつける強力な新検討組織を政府に設けることを提言し、その検討組織で改革の方向性や共通の留意点を議論し課題を整理したうえで、その段階で、

①運用改善で対応できるもの、②従来の法改正のプロセスで実現できるもの、③新たな検討組織を立ち上げて実現を目指すものに仕分けして、次の検討段階に進むべきである（ただし、既に立法作業が相当程度進んでいるものや直ちに運用改善によって対応できるものについては、新たな検討組織での検討の結果を待つまでもない）とされている。

7 当連合会としては、民事司法懇が最終報告書における民事司法改革の道筋をつけるための新検討組織の立ち上げについての提言を真摯に受け止め、改革の諸課題を実現するための体制作りに向けた取組を推進すべきであると考えます。

ただ、新検討組織については、どの根拠法令に基づいた組織とするか、どのような組織体制として設置し、どのような権限の下に、どのテーマをどのような順序で取り上げ、どの程度の期間で結論を出すのか、事務局の派遣体制がどうなるかなど、その具体的なイメージが未だ会の内外で共有できているものではないこともあり、会内合意を最終的に固め、対外的に働きかけるには、なお、会内議論を深める必要がある。

8 新検討組織の在り方についての議論を進め、設置に向けた取組を推進するが、新検討組織の設置が実現するまでの間であっても、前掲①～⑤の改革課題についてはもちろん、それ以外の課題についても、関連委員会、各地の弁護士会において議論を深め、法曹三者の間で協議をし、個別立法で実現できるものは立法あるいは法改正によって、また、運用改善で実現できる課題は速やかな改善策の実施によって、それぞれ改革・改善を実現するよう不断の努力をする。

9 「民事司法改革と司法基盤整備の推進に関する決議」から3年近くの期間が経過しようとしている中で、各地の弁護士会に、民事司法改革課題について議論する組織が設置され、議論がなされており、当連合会の関連委員会における議論も活発化している。

精力的に会内意見を集約し、実現可能なものから改善・改革を可及的速やかに実現し、新検討組織が設置されるに至ったときは、情報の共有化に努め、法曹三者の協議、意見交換を図りつつ、当連合会の意見が十分反映された制度設計や法整備が実現できるよう更なる努力を続ける。